

議 事 日 程 (平成30年3月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定について
- 日程第8 議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定について
- 日程第9 議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第11 議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第21 議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第23 議第22号 町道路線の認定について
- 日程第24 議第23号 町道路線の変更について

日程第25 議第24号 指定管理者の指定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	建 設 調 整 監	橋 本 典 和
総 務 課 長	坂 優	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	堀 芳 弘	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福 祉 調 整 監	堀 隆 志	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長 兼 S I C 建 設 推 進 室 長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生 涯 学 習 課 長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	土 岐 寿 徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君を指名いたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

7番 岩田讓治君。

7番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、学校の先生の働き方改革についてお尋ねをいたします。

文科省の2016年度の調査で、公立小学校教員の33%、公立中学校の教員の57%が過労死ラインを超えたという報告がございます。教員は一般の労働法規とは異なる制度で運用されているとはいえ、教員の長時間労働は仕方がないとするのは違法性に問われ、改善が必要だと思えます。教員の働き方改革を進めるためには、何が必要なのでしょうか。働き方改革には、教育の質を維持しながら、教員の長時間労働勤務を是正するという2つの命題がございます。

日本の教育はヨーロッパと違い、教員は教科、生徒指導、倫理、あるいはスポーツなど、全てを教えるのが特徴でございます。特に小学校でございます。それは国際的にも高い評価を受けておりますが、問題はそれが教員の長時間労働によって支えられているということでございます。

この長時間勤務を軽減させようと、各自治体ではいろいろな対策が考えられております。先般の新聞報道では、岐阜市は来年度から、教員は16連休を

予定していると報じられました。これだけの長時間閉庁日は横浜市の連続14日間、静岡県吉田町の10日間、これは昨年から実施されておりますが、それより長く、全国にもこれほど長いものはないようでございます。

文科省は働き方改革の一環として、一定期間の学校閉庁日を設けるよう全国の教育委員会に促しておるところでございます。これは、教員が生活時間を取り戻せ、余裕のある心で子供たちに接することができるよい取り組みだと思えます。

しかし、過重労働の本質的な解決策とは言えず、部活動指導の外部人材やスクールカウンセラーの活用、教員の増など、できる対策を同時に進めるべきだと思います。

そこで、以下のことを質問させていただきます。

1番、町は水曜日を教職員のノー残業デーとしていますが、完全に実施されていますか。

2番、教員が「教える」に集中できる体制になっていきますか。つまり、ほかの過度な業務の処理や指導はしていませんか。人員定数は満たされていますか。

3番、部活動など超勤手当の支給はどうなっていますか。外部指導員の起用など、現状はどうしていますか。

4番、スポーツ庁は1月に中学の部活動の休養日を最低でも週2日間とする、練習時間は平日2時間程度、休日でも3時間程度とするという指針を公表いたしました。当町ではどのように考えておられますか。

5番、教職員の夏休みや冬休みにおける長期閉庁日制度、留守番電話の導入などは考えていますか。

6番、勤務時間の管理は、タイムカード等で行われていますか。

ただ、現状に対し、何らかの対策を講じたとき、それが子供たちに悪影響を及ぼすようなことになっては本末転倒でございます。この点を十分に御考慮いただき、対応も含めた教育長の御答弁をお願いいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田議員の「教える」に集中できる体制づくりについて、お答えをします。

まず、1点目の毎週水曜日のノー残業デーにつきましては、平成28年度当初より、各学校とも管理職の指導のもと、実施しております。しかし、午後

6時までの業務終了ということには、完全実施までに至っておりません。現在まで、管理職が口頭で退校を促すなどの管理職による管理体制を継続しております。

教育委員会といたしましても、随時、電話確認等により時間の遵守を指導しておる状況でございます。引き続き、業務量の削減と教員の意識改革を図っていきたいと考えております。

2点目の「教える」以外の過度な業務につきましては、これまで学校では職員会議等は会議時間を短くしたり、ペーパーレスにしたりして、業務量を削減してきております。町教育委員会といたしましても、会議・行事の回数精選と時間短縮を指導・実施してきております。

岐阜県教育委員会といたしましては、平成30年度より、研修会の回数や提出物を減らしたり、調査報告書をほかから転用したりして、業務量を削減することとしております。

なお、人員定数につきましては、常勤講師も含めまして、定数は満たされております。

3点目の部活動のための時間外勤務手当といたしましては、県費によりまして部活動指導手当が規定に基づいて支給されております。また、外部指導員として、現在は技術力の向上のための部活動社会人指導者の方、例えば登龍中学校では7部活動に15名のコーチを雇用している状況でございます。

今後、教員の部活動指導による時間外勤務の削減を図るために、教員がいなくても指導・監督のできる部活動指導員の育成・雇用について検討したいと考えております。

4点目の部活動の休養日につきましては、県の指針に基づき、既に平日に週2日実施しております。今後は、休日の休養日の設定について検討をしてまいります。

また、練習時間につきましては、4時間以上が多くなっている状況でございます。今後、スポーツ庁の示します時間、休日3時間程度との一致を図るように県教育委員会へ部活動指導手当の規定時間の短縮を提案していきたいと考えております。

5点目でございます。

長期休業中の閉庁日につきましては、教員の年次休暇の取得促進を考え、

来年度からは12月29日から1月3日までの年末年始の閉庁日に加えまして、8月13日から17日までの夏期の閉庁日を追加することで、町校長会と調整したところでございます。

また、留守番電話につきましては、今まで検討してまいりました。現在は管理職による巡回日を設けて施設管理をするとともに、生徒指導等の緊急対応に備えて、初動におくれをとらない携帯電話によって対応しております。

6点目の勤務時間の管理につきましては、タイムカードの導入について検討してきておりますが、現在、毎日の出勤時刻、退校時刻、残業時間を月別の勤務簿に各自で記入をし、かつ管理職が随時退校を見届けるという形をとっております。

以上の各項目別の対応状況を鑑みますと、議員御指摘のとおり、ノー残業デー等を設定しても次の日に残業している状況などは解消されておりません。

つきましては、新学習指導要領の実施を控え、今後は効率的な指導を維持しつつ、業務のあり方を抜本的に見直して、より質の高い教育の提供と働きがいを持って勤務できる学校体制の整備を推進する所存でございます。

以上、岩田議員の御質問への答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

大変、具体的な御答弁で、一つずつ理解ができるものでございました。

ただ、部活動につきまして、安八だけが練習量を減らしても、例えば輪之内、神戸、大垣が長時間練習をしておれば、試合になったときに負けてしまう、あるいは大きな大会で負けてしまうということになりますと、子供たちのモチベーションも下がってしまうということで、このあたりは大変難しい問題があるわけですね。

ですから、やはり1市町村だけじゃなしに地域を巻き込む、あるいは県を巻き込む、そういう大きい意味での部活動指導の時間の短縮。これは、やはりもっともっとみんなが考え、そして進めなければいけないんじゃないかなと、今、御答弁を聞いて、そんなことを感じた次第でございます。

そういう方向で、ぜひとも教育長さんには、町内だけじゃなしに、外部に向けても声を大きくして取り組んでいただきたいなというふうに思っておる

ところでございます。

最後に、私が申し上げましたように、先生の働く時間を減らすことによって、子供たちに悪影響が出てはいかんというのが大前提でございます。教育の質を保ちながら、先生の仕事量といたしますか、勤務時間を減らしていくということが、やはり知恵を出していただきまして進めていただきたい、そんなふうに思っております。

これは要望でございます。再質問ではございません。どうもありがとうございました。質問を終わります。

議長 1番 西松幸子君。

1番 おはようございます。よろしく願いいたします。

私のほうから、2点、伺いたいと思います。

まず初めに、歯を失う歯周病、メンテナンスで寿命を長くについて伺います。

歯周病・虫歯は、口腔内の常在細菌によって引き起こされる疾患です。この細菌とその産物の塊をプラーク（歯垢）といい、歯周病・虫歯の予防には歯垢除去が欠かせません。歯周病は自覚症状が乏しいため、来院時、既に歯を支える歯根骨がほとんどなくなっていることがよくあります。歯科検診による早期発見と治療が必要です。そして、一度、治療をして症状が改善した後、口の中の環境を歯周病・虫歯にならない状態を長く維持していくためには、メンテナンスに取り組むことが必要です。

できてしまった虫歯を削って詰めたり、抜歯して入れ歯を入れたりすることが歯科治療と思われていますが、それを繰り返しては、歯を救うことはできません。歯周病・虫歯の原因そのものに目を向けた取り組みが求められるのです。

歯科医療の先進国では、虫歯の修復などをしっかり行った上で、健康な歯を守り、育て、生涯にわたって維持していく取り組みが主流となっております。日本でもその転換が行われています。

メンテナンスとは、そうした精神で取り組む歯科医療のあり方であります。痛いときだけ訪れるところから、口の中が気持ちよくなるころへと診療は変わりつつあります。

メンテナンスは、患者みずからが毎日行うセルフケアと歯科医や歯科衛生

士が行うプロフェッショナルケアがあり、両方が欠かせません。重きが大いなのはセルフケアです。

かむ力、飲み込む力は、健康長寿の必須条件であります。当町の保健センターでは、18歳以上39歳以下の方と40歳、50歳、60歳、70歳になった人に歯の検診の案内をしていると聞きましたけれども、胃がん検診や大腸がん検診と同じように、歯科検診も申し込みができるようにしていただけたらと思います。

また、歯周病により歯を失うと、認知症や骨折を起こしやすいことが歯科医師らの調査でもわかっています。歯の本数維持が転倒を防ぐことの周知と取り組みをお願いしたいと思います。

以上のことについて、福祉課長に伺います。

2点目に、口腔崩壊の実態が明らかにについて伺います。

2016年の学校歯科治療調査によりますと、小学校で回答のあった200校で健診を受けた児童数は5万749人で、そのうち、要受診と診断されたのが1万7,055人でした。健診後、医療機関への受診者数は1万976人で、未受診率が35.64%と3分の1強が未受診でした。口腔崩壊状態の児童に出会ったことがあるとした学校は57校、28.5%でした。

寄せられた事例では、「就学時健診時から多くの虫歯を抱え、生えかわるからとの理由で残根状態のまま放置している」「歯科治療に対する恐怖心が強い」「ひとり親家庭、共働きなど、親の就労環境により歯科医院に連れていく時間的余裕がない」「休日も親の予定が最優先で、子供に対する関心が低い」「外国籍児童は、口腔管理に対する考え方の違いや意思疎通のコミュニケーション力の不備から放置したまま」などが寄せられています。

中学校でも未受診者は半数超え、口腔崩壊「ある」は4分の1でした。また、特別支援学校では、未受診者は半数弱、口腔崩壊「ある」は半数超えでした。

今回の調査結果から、児童・生徒を取り巻く養育環境が大きくかかわっているように思います。

当町では、どういう状況なのか、伺います。

以上のことについて、担当課長にお尋ねいたします。

議 長 福祉課長 坂和由君。



福祉課長 西松幸子議員の1点目の質問、歯を失う歯周病、メンテナンスで寿命を長くについてお答えいたします。

現在、安八町では健康増進計画「健康あんぱち21」におきまして、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを基本目標とし、自分の健康は自分でつくるという考え方を普及しつつ、住民の主体的な健康づくりに対する取り組みの充実強化を目指しているところでございます。

議員からは、歯科保健事業についてのお尋ねと承知しておりますので、まず当町の歯科保健事業の現状について、各年代別に御説明させていただきます。

初めに、妊婦歯科健診を妊娠中の方に実施しております。その後、生後10カ月児には乳歯の生え始めの確認指導を、1歳6カ月児及び3歳児には歯科健診と歯磨きの指導を、2歳児についてはフッ素の塗布と歯磨き指導を実施しております。学童につきましては、後ほどの2点目の質問での回答とさせていただきます。

以上が母子保健法に基づくものでございます。

続いて、健康増進法に基づくものとしては、18歳から39歳までの健康増進の健診時におきまして、希望者を対象として歯科健診を実施しております。さらに、40歳、50歳、60歳、70歳の年齢の節目の方を対象に歯周疾患検診を実施しております。いずれも歯科医師や歯科衛生士と連携を図りながら実施をしております。

次に、75歳以上の方につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合の事業といたしまして、ぎふ・さわやか口腔健診を実施しております。加えて、80歳時点で20本以上の自分の歯を持っている方に対して、西濃口腔保健協議会が表彰を実施しております。

このように、国の法や指針に基づいて各種健診を実施しております。また、当然として、歯周病や虫歯を予防することは認知症や転倒、骨折のリスクを抑えることにもつながっていることと承知をいたしております。

この点において、町では「健康あんぱち21」に基づき、75歳から84歳までの方に対して、自分の歯を20本以上有する割合を45%以上にするという目標を掲げ、保健師による個別や集団の保健指導を行っております。個別指導では、健康維持のため、歯の喪失予防や受診・治療の勧奨に努めており、また

集団指導におきましては、地域でのサロンや老人クラブ活動、介護予防教室などに出向きまして、フレイルやサルコペニア、フレイルといいますのは、加齢に伴い身体や認知機能が低下した状態のことをいいます。サルコペニアとは、筋肉の衰えによる身体機能が低下した状態のことをいいます。このフレイルやサルコペニアの基礎知識、並びに自分でできる口腔ケアの方法につきまして、講義や指導を実施しております。

以上のように、町では、出生前の妊婦から高齢者までの幅広い方を対象に事業を実施、展開しております。

さて、議員御要望の40歳以上全ての方を対象とした歯科検診の実施につきましては、各種がん検診などのメニューに歯科検診を加えていただきたいということでございますが、現在、国では、この40歳以上全ての方を対象とする歯科検診の指針がございません。したがって、町としては、先ほど御説明申し上げたとおり、国の指針に基づいた従来の歯科検診を年代別に引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、節目以外の方々につきましては、自分の歯は自分で守るというセルフケアに重点を置きまして、家庭における重要性を住民の皆様に対して周知、並びに啓発に努めてまいりたいと考えております。どうか御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、西松幸子議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 西松幸子議員の2点目の御質問、口腔崩壊の実態が明らかにについてお答えします。

まず、東安中学校を含む当町の小・中学校児童・生徒における歯科検診の状況でございます。

本年度4月から5月にかけて実施した歯科検診において、齲歯、すなわち虫歯、歯並びやかみ合わせ、歯垢の付着、歯肉炎等で歯や口腔に異常があり、要受診とされた割合「齲歯等罹患率」は、小学生44.8%、中学生33.2%で、平成28年度の全国平均値、小学校48.9%、中学校37.5%に対し、小・中学校とも、やや低くなっており、学校での給食後の歯磨きの定着や口腔衛生に関する学習指導、家庭での保護者の御理解のたまものと感謝する次第でございます。

また、歯科検診後から1月末までの要受診者における医療機関等への未受診率は、小学校が28%、中学校が66%となっており、議員が上げられた統計値、平成28年度県保険医協会発表の数値、小学校35.64%、中学校56.47%と比較し、小学校では低くなっている一方、中学校ではかなり高くなっております。中学校では、虫歯治療はするものの、歯並びやかみ合わせ、歯肉炎等はそのまま放置され、未受診率が高くなる傾向にあると分析しております。

また、10本以上の虫歯があったり、歯の根っこしか残っていない状態で虫歯や歯周病を治療せず放置して、次々と歯を失っている状態、いわゆる口腔崩壊にある児童・生徒は、全体の0.07%とごくわずかですが、存在します。

口腔崩壊となる要因は、当町としても、議員が挙げられた事例と同様と推察しており、今後も未受診者の減少に努め、口腔崩壊に至らないよう、学校から保護者に対し、未受診者に対する治療の督促、さらに懇談の折など機会を通じ、家庭での生活習慣の見直しと口腔管理の理解を促してまいります。

さらに、郡歯科医師会・学校歯科医等の専門的な指導を受けながら、学校内での給食後の歯磨きの習慣化、6月4日からの「歯と口の健康週間」、11月8日の「いい歯の日」における歯磨き指導や口腔衛生に関する学習など、養護教諭を中心に児童・生徒の口腔衛生の向上を図ってまいります。

また、保護者へも口腔の健康づくりは子供の生涯の健康の保持増進につながることを「保健だより」等を通じ継続的に啓発するなどして、学校、児童・生徒、保護者が連携して取り組んでまいります。

以上、西松幸子議員の御質問の回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 大変ありがとうございました。

当町の小・中学校では、学校での給食後の歯磨きや口腔衛生に関する指導がされていますので、口腔崩壊にある児童・生徒はごくわずかであるという結果にとりあえず安心いたしました。これからも引き続き、口腔健康づくりに関しまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、40歳以上全ての方を対象とした歯科検診の実施についてであります。が、国保新聞によりますと、厚労省が市町村国保の保健事業の充実を推進するヘルスアップ支援事業を創設する案を示しました。国が予算の面から支援

するということですので、実施に向けて検討していただけないか、福祉課長に伺います。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ただいまの質問の件につきましては、現在、国・県からの文書は届いておりません。今後、詳細な通達があり次第、検討してまいりたいと考えております。

以上、西松議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 西松幸子君。

1 番 ありがとうございます。

これは、29年度11月に国保新聞に載っておりましたので、もうすぐまた連絡が来るとお思いますので、ぜひとも検討していただきたいとお思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

議 長 5番 小川文雄君。

5 番 ただいま発言のお許しをいただきましたので、私からは安八温泉周辺の環境整備についてと題しまして、質問をさせていただきます。

きょうは地元の区長さんを初め、傍聴に来ていただいておりますので、倍旧の思いで、頑張って質問をさせていただきます。また、地元非常にかわりの深い御質問でございますので、お許しをいただきたいとお思います。

昨年の3月に安八町の温泉を核とした、にぎわいのあるまちづくりということで質問させていただきましたが、その内容に一部重複する部分がございますが、あらかじめお許しをいただきたいとお思います。

さて、いよいよ今月24日に安八スマートインターチェンジが供用開始となります。4月からは、瑞穂市のJR穂積駅と安八温泉とを結ぶ定期バスの運行が開始されます。また、安八温泉を始発としたコミュニティバスは、2車両になり、新たな路線の運行が開始されます。安八温泉は、まさに公共交通機関のハブ機能を果たすということになります。

よって、車の乗りおりや人の出入りが急増するものと考えられます。非常に便利になり、にぎわいのある場所となることは間違いのないとお思います。

しかし、そういった状況になることによって、交通安全や防犯、防災、環境保全など、リスクが高まることは必至であり、早急に対応しなければなら

ない課題だと思います。

冒頭におわび申し上げましたが、こうした事態に備えて、当面、どのように対応していただけるのか、去年3月議会において質問をさせていただきました。

このとき、バスの運行を開始するまでには、バスの待機場所の確保やバス利用者のための駐車場の確保、屋外トイレの設置など、できることから整備をしますという御答弁をいただきました。当時としては、安八スマートインターチェンジの開通も微妙でございましたし、バスの乗り入れも計画の段階でございました。その時点ではやむを得ないと思っておりました。

しかし、あれからちょうど1年がたちます。バスの乗り入れももう間近になりました。残念ながら、いまだ具体的な対応がなされておられません。それどころか、新年度の予算案を見ても、関連する事業は見当たりません。地元の住民からすれば、地区の安全・安心、アメニティー、いわゆる快適な生活環境が損なわれるのではないかという心配が募るばかりでございます。

例えば、交通安全の面から見ますと、相変わらず駐車場は満車状態で、路上駐車も後を絶ちません。安八温泉は児童の集団登校の集合場所にもなっております。また、夏休みともなれば、ラジオ体操の場所として小・中学校の児童・生徒や区民の皆さんが集まり、ラジオ体操を行っているという場所でもございます。

バスの旋回スペースの確保や待機スペース、運転手の休憩場所、利用者の待合場所、屋外トイレの設置など、人と車が雑然と交わることがないように、交通安全上、温泉敷地内の整備を図ることは避けて通れません。

また、犯罪防止対策やごみのポイ捨て、持ち込みに対する手だても必要であります。加えて、防災面で見れば、安八温泉は中須区の避難場所となっております。いざ有事というときに区民の避難場所として、区民の安全が守れなければなりません。大事な子供たちやお年寄りの方々が巻き添えになる交通事故や犯罪は絶対にあってはなりません。もちろん、ごみなどによる環境破壊も同じでございます。

一方、周辺の道路の整備も重要な課題となります。安八スマートインターチェンジからの誘導や百梅園、中須川の桜並木などの観光場所へのリンクも考えなければなりません。そのためには、温泉周辺の道路整備もあわせて考

えていかなければなりません。

例えば、ふれあいドーム東側の南北の道路の拡幅とか、南側の東西の道路の整備。こういったことは、交通安全と利便性の面から見ても、最も効果的な対策だと思います。

以上、るるお尋ねをしてきましたが、安八温泉敷地内外を含めた環境整備について、今後どのように対応していただけるのか、担当課長さんにお尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員の御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

御質問は、各課にまたがる内容でございますが、内容的にまちづくり全体にかかわりますので、企画調整課でお答えをさせていただきます。

安八町の悲願でありましたスマートインターチェンジでございますが、この24日に供用開始予定となっております。また、4月1日から、隣接の瑞穂市との定期バスを安八温泉から穂積駅まで走らせることになりました。

平成30年度の予算では、安八温泉周辺の具体的な環境整備の予算は盛り込めておりませんが、周辺の一体的な整備に向け、安八温泉周辺の市街化区域拡大に係る調査業務を計上させていただいております。この関係につきましては、平成32年度の都市計画の定期見直しにおいて、市街化区域の拡大を目指すものでございます。都市計画決定され、市街化区域になりましたら、国のまちづくり交付金を活用しまして、周辺の道路整備等を整備していく予定をしております。

議員が懸念されてみえる安八温泉とJR穂積駅とを結ぶ安八穂積線の運行開始に当たり、バスの旋回や待機スペース、運転手の休憩場所の確保、屋外トイレの関係でございますが、今後、利用状況を見ながら、利用者の利便性を考慮し、整備してまいります。また、バス利用者の待機場所はコミュニティバスの利用者と同様に安八温泉のひさしの下で待機していただく予定で考えております。

また、スマートインターチェンジの供用開始によりまして、今後は観光目的等で来町はふえると考えられます。当然のことながら、安八温泉の利用客もふえると考えられ、周辺にお住まいの方にとっては、流れ込む車もふえ、交通安全の面で不安を覚えられる方も多いと思います。そのような不安をか

き消すには、まずは来町者を各観光名所までどのように導くかで大きく変わってくると思います。

そこで、当町では、近々にスマートインターチェンジ出入り口に各観光名所への案内看板を設置していきたいと考えております。そこで、やはり県道安八海津線や県道安八平田線までしっかり導き、主要幹線道路を利用して町内を移動していただきたいと考えております。

しかし、そのような対応をとっても、南部中央道の交通量はふえると予測しますので、まずは沿線住民や通学する児童・生徒の安全を最優先に考えなければならないと思います。そこで、新たに歩道が付加された道路を中央保育園を中心に東西へ整備していこうと、今年度、概略設計を行ったところがございます。

今後は、都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金など、有利な国庫補助金を活用し、整備していく計画としております。また、その交差点は信号機を設置していただくよう、関係機関に強く要望もしてまいります。

そのほかの路線につきましては、路線バスや巡回バスの運行状況や安八温泉への来場者数などを注意深く見守り、地域住民の皆様の生活や安八温泉来場者に支障を来すようであれば、その都度協議し、道路整備を行ってまいります。

また、交通安全及び防犯対策のソフト面に関しましては、本年度、年2回、温泉来場者に対して、大垣警察署の協力を得ながら、交通安全と事故防止の注意喚起を実施しました。新年度におきましては「高齢者交通安全大学校」という名目で新たに開校し、住民の交通事故防止等意識向上に向けて、毎月1回、温泉で開催をさせていただきます。

続いて、防犯対策については、現在、温泉の出入り口に録画機能付きの監視カメラを設置しております。今後は、駐車場にも防犯カメラを、来年度、設置させていただきます。また、警察による温泉周辺パトロールも強化をさせていただきます。

今後は、路線バスの運行に伴い、多数の来場者が見込まれることから、ごみのポイ捨てなども懸念されます。立て看板等を設置し、環境対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、避難場所につきましては、定期バス運行により、安八温泉への車の

乗り入れが急増、このことが及ぼす区民の皆さんの避難場所に対する安全確保の影響につきましては、温泉への乗り入れ車両の増加の程度により判断すべきものと考えます。車両の増加が相当数となり、安全確保が困難と予想された際には、中須区と避難場所の変更を協議することが必要になるものと考えます。

また、車両の増加数にかかわらず、一般車両、アンピーバス、定期バスと利用形態が増加することで、利用者の動線が複雑化いたします。このことが緊急時に混乱を招く一因となり、避難場所として適さないと判断された場合も同様に、区と避難場所の変更について協議することが必要と考えます。

以上のことを踏まえ、定期バス運行後の交通状況を観察しながら、判断してまいります。

平成29年3月議会では、できることから進めていくとお答えしながらも、現状では具体化できておりません。今後につきましては、国の補助事業も最大限活用していきます。

また、これまで安八町へのふるさと納税はスマートインターチェンジの建設関連費用を用途に募ってまいりました。今後は寄附者が用途を選択できるように規則等を改正しますが、この選択できる用途のうち、観光振興に関する寄附を温泉の改修も含め、一体的に具体的な基本計画を策定し、安八温泉周辺の整備に充てていく予定です。

長年の悲願であった安八スマートインターチェンジの開通を迎え、今後は安八町を取り巻く状況が大きく変化してまいります。変化を恐れず、チャンスと捉え、「若者と子供たちを優しく包摂するまち」の創造に向け、職員が熱意を持ち、取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、御指導並びに御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございました。

いつになく、細かいところまで丁寧にお答えをいただきました。

ただ、将来に向かって、都計の拡大とか、周辺の道路の整備にも積極的に



取り組んでいきますよというお答えですが、ともすると、時が過ぎるとそうだったかなあというようなことになりかねませんので、ぜひきょうお答えいただいた内容は実行をしていただくということで、確約を得たというつもりで私は理解しますので、後々、よろしくお願ひしたいと思ひます。

スマートインターチェンジが長年にわたって工事が進んで、やっと完成ということですがけれども、地元の皆さんに大変迷惑がかかるということで、随分道路や何かの環境整備がやられてきましたですね。それと同じで、レベルは違ひますが、バスがやってきますよと。それにはいろんな不安やらふぐあひがある。地元の住民の方々には、やはり不安や不平、不満、そういった感情があるのは事実でございますので、ぜひぜひそういった地区の皆さんの気持ちを逆なでするようなことのないように、ひとつ前向きで丁寧な、できることから結構ですので、一つ一つ丁寧に施策を打っていつていただきたいというのが、私、一地区の住民としてもお願ひをしたいということでございます。

何とぞよろしくお願ひしたいということで、質問を終わらせていただきます。御答弁は要りませんので、よろしくお願ひします。

議長 3番 西松巖君。

3番 ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従ひ、質問に入らせていただきます。

今回は、南條保育園関係の新聞記事についてであります。

ここに中日新聞、岐阜新聞、毎日新聞の切り抜きがあります。

新聞の記事を見ると、昨年10月に町監査委員会が法律に抵触すると判断したのに、直後の12月議会で一般質問で取り上げなかった。町民のことを一番に考えなければならない町議会が、何の質問もしないのではいただけないとあります。

しかしながら、新聞に書かれているような、町議会が何も追求しなかったことはありません。本件の新聞報道後に臨時の議会全員協議会が開かれました。町からは、個人情報にかかわるので、公表し切れないところもありますがと一応の経過説明を受けました。議会からは、その後の対応策をどのように進めていくのかなどを含めて、町へ問いただしてまいりました。

町は、昨年12月の議会全員協議会の場で、まことに済みませんでした、私

どもの落ち度でした。早急にもとへ戻す手続をしますと。地主の方からも協力的な姿勢をいただいていますとの報告がありました。議会も、もどおりになれば万事全てが解決できるものと思いました。

しかし、現時点でもとに戻っていません。もとに戻すのに何の問題点があるのか私にはよくわかりませんが、現状の今のままでは、新聞記事のとおりで、議会が取り上げないのでは、町民の理解を得ることは到底できないと思います。

そこで、副町長にお尋ねします。

地主の方に、買い戻しについて協力的姿勢をいただいていますと聞いていましたが、本当ですか。間違いありませんか。

町の監査委員会の勧告を受け入れ、早急にもとどおりに行くことが必要と思いますが、おこなっている理由についてお聞かせください。

3. いろいろな記事が多く出ていますが、その都度、私たち議会に説明責任があると思いますが、町はどのように考えてみえますか。

以上、3点が明確になれば、南條保育園問題の大半が理解できると思います。南條保育園やほかの課題に対しても、一つ一つ誠意を持って進んでください。

以上、質問を終わります。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 西松巖議員の新聞記事についての御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、相次ぐ新聞報道に関し、住民の皆様には多大なる御心配、並びに御迷惑をおかけしまして、まことに申しわけございません。

事業の推進を一心にしてしまい、行政財産の処分に関する法律の認識が欠如してしまったことに原因があると考えております。

監査委員さんからは、法律に反しており、契約は無効との御判断をいただいております。これを受け、平成29年12月議会では、是正に必要な予算措置の御承認をいただいたところでございます。

改めまして、関係の方には本当に御迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。

議員の1点目の本当に地主の方から協力的姿勢をいただいているのかとの御質問かと思いますが、関係の方とは、契約は無効となること、登記やお金

を戻すことに関して、一定の御理解をいただいていると承知しております。

2点目の対応がおこなわれている理由についてでございますが、監査委員さんからは、勧告の日、平成29年10月17日から10カ月以内に所要の措置を講ずるよう勧告を受けております。

交渉事でもございますので、慎重に進めさせていただいているところでもございます。決しておこなわれているというわけではなく、今年度中、出納整理期間を含めまして5月末日までには対応できるよう、お話をさせていただいているところでございます。

3点目の議会に対する説明の関係でございます。

これまでも、どのような案件も議会全員協議会等で御説明、御報告させていただくことに留意してまいりました。特に、この案件につきましては、急遽臨時で議会全員協議会を開いていただき、御説明させていただく場を設けていただいております。

今後、必要が生じれば同じように、個人情報関係で全て公表できないこともあろうかとは思いますが、御説明をさせていただく場を設けていただく所存でございます。

何とぞよろしく御理解いただきますようお願いを申し上げ、御回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 3番 西松巖君。

3番 ただいま副町長さんより答弁いただき、ありがとうございます。

今の答弁で、今まで私の思っていた疑問が全てわかりました。今まで、なぜ次から次から新聞記事が出てきたのか、もととなるものは何であるのか、考えつかなかった。今の答弁で、はっきりわかりました。

先ほど、法律の行政財産の処分に関する認識の欠如があると。また、監査委員から、法律に違反しており、売買契約は無効との勧告を受けたとか、受け入れますと言われました。ここが全てのもとだと、今、気がつきました。

通告の質問では、勧告を受け入れ、早くもとに戻したほうがよいと言いましたが、今の答弁で、受け入れは再考を願います。

安八町の最高権力者、最高指導者の安八町町長が取り交わした契約書が法律違反で無効になるようなことはあるわけがない、あってはなりません。絶

対にあってはならない。勧告を受け入れたら、法律違反か、契約違反を町長がみずから認めたことになりませんか。

副町長、認識の欠如の原因は何ですか。わかりませんか。

私は、あなたの答弁でわかりました。安八町執行部の中に、行政管理者の資格を持っている者は誰もいなかった。だから、今回の件も、道路の件も、誰も何も指摘しなかったのではありませんか。副町長みずから、認識の欠如があったなんて、言えないはずでは。あなたが安八町の行政管理者の最高責任者ではないですか。

今後、議長さんたちと行政管理者の資格者についての課題を検討させていただきます。

議長、追加質問をいろいろさせていただきたいんですが、副町長さんは正直な方なので、つい本音が出そうなので、ここで質問を打ち切り、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 御苦労さまでございます。

それでは、暫時休憩します。5分でございますから、11時20分から再開します。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 では、再開いたします。

4番 安井忠君。

4番 では、私からは、これからの道水路改良事業について質問させていただきます。

その前に、スマートインターチェンジが今月の24日に開通の運びとなり、非常に喜ばしいことであり、事業関係者には深く感謝申し上げますと同時に、また町の発展を祈念させていただきます。

それに伴いまして、スマートインターチェンジの各工事費や財源内訳を本来であればお尋ねしたかったのですが、工事が未完了であること、ネクスコ等の関連があり、現時点では正確にはお答えできないとのことでございますので、次回の質問とさせていただきます。

そこで、これからの道水路改良事業について伺います。

これまではスマートインターチェンジ周辺の整備が中心で、完成後は町内

全域の道水路改良工事を再開していただけたらと思っておりましたが、新年度予算は、スマートインターチェンジ完了に伴い、大幅減額となっており、工事関係予算は修繕費中心になるかと思いますが、積み上がっている多くの地域要望を消化していただきたく思います。

29年度は、6月議会で2億円の補正がありました。新年度は大型補正予算を編成することなく、限られた予算で適材適所に効率よい事業執行を望みます。町長のお考えを伺います。

以上でございます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、安井忠議員の道水路改良事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

今、質問の中でも触れられました、来週の3月24日には待望の安八スマートインターチェンジが開通する予定となっております。安八町の発展の核にすべく、最優先に整備を進めてきました。安八町にとりまして、多額の投資となりましたが、国の補助金や交付税措置のある地方債を有効に活用し、また一般財源を確保するため、スマートインターチェンジ建設基金を造成してまいりました。

平成30年度の予算といたしましては、スマートインターチェンジの建設が一段落したこともあり、前年度を6億3,000万円と大きく減額する予算規模とさせていただいております。

安井議員が御提言されるように、道水路改良など、地区要望への予算配分を望まれる御意見があることは十分承知しておりますが、財政状況が逼迫しており、工事関連経費への財源の充当が制約を受ける状況にあります。

財政の硬直化が進む一方、町にとって預金に当たる財政調整基金も工事関係以外の需要への充当も必要となり、残高も枯渇している状況にあります。

地区要望へのお応えも十分にできず、また施設の改修や周辺整備も行き届かないところもあり、まことに申しわけなく存じ上げる次第でございます。

町では、まず財政基盤を確立させることが喫緊の課題であると考えており、財源確保に向けた取り組みや徹底した行財政改革も断行してまいりたいと考えております。

安井議員が御提言されるように、限られた予算での効率的な事業の実施を

目指し、地区要望等に対しましても、国の交付金など、活用できるものは最大限有効に活用して、少しでもお応えできるように努力していきたいと考えております。

どうか御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、御回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 安井忠君。

4番 どうも御答弁ありがとうございました。

少ない予算というのは十分承知しておるわけでございますが、その中で、1地区に集中することなく、各地、要望を平均的に、また満遍なく執行していただけるようお願いして、質問を終わります。以上です。答弁は要りません。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、平成30年3月7日水曜日、午後2時10分から行いました。

出席者は委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

審査の結果でございますが、当委員会にかかわる部分については、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他につきましてですが、先ほどから、スマートインターの完成が3月24日土曜日、午後1時30分から開始されるということで、スマートインターチェンジ開通記念式典の概要説明を行いました。

また、そのほかに県下初ということでございますが、安八スマートインター東側の南北路線、アクセス道路と南部中央道とのかかわるところにラウンドアバウトの信号のない交差点が整備されるということを知り、現在の進捗状況の説明を受けました。

以上で、なかなかと現場の進捗状況がいろんな観点でおくれておりますが、今現在は式典に間に合うよう、業者のほうにも十分間に合うようにというように、執行部のほうからの意見も伺って、今本当に頑張っているところでございます。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 議会改革特別委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、報告をいたします。

安八町議会議長 大平文雄様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成30年3月7日水曜日、午後2時40分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 付託事件及び審査の結果。

平成30年度議会報告会の開催時期等について、協議いたしました。

平成30年度も3会場で開催することとし、日時・会場につきましては、5月9日水曜日、ハートピア安八、翌5月10日木曜日、結の郷、その翌5月11日金曜日、ふれあいセンターで、全会場とも午後7時30分から開催をします。

なお、開催に当たりましては、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回覧文書で皆様にお知らせいたします。

4. 少数意見の留保の有無はございませんでした。

5. その他、従来から懸案事項でありました一般質問における質問方式について、質問議員と執行部側が向き合う対面方式について検討を行いました。以上。

議長 民生文教常任委員長 小川文雄君。

5 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1. 日時、平成30年3月8日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長の皆さん。

付託事件及び審査の結果。

議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定、議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定、議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定、議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第24号 指定管理者の指定について、以上を審査いたしました結果、議第12号の平成29年度一般会計補正予算（第6号）、並びに議第15号の平成30年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第13号、議第16号から議第24号までを全て原案どおり承認しました。

少数意見留保はありません。

その他といたしまして、現地視察として、昨年12月の委員会でも視察しましたが、ハートピア安八のプラネタリウムを視察しました。

ハートピア安八の開館以来、15年が経過し、機器の経年劣化に伴い、プラネタリウム投影機が今回、平成29年度予算にて最新機種にリニューアルされました。高解像度の進化した映像や宇宙旅行のシミュレーションなど、最新機能を備えた映像投影を視察してまいりました。すばらしい映像でございますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。



以上で報告を終わります。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

7 番 総務産建常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成30年3月9日金曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち、梅村課長補佐は確定申告業務のため欠席、その他関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長さんの皆さんでございました。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定、議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第22号 町道路線の認定について、議第23号 町道路線の変更について、以上を審査いたしました結果、議第12号の平成29年度一般会計補正予算（第6号）、並びに議第15号の平成30年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第14号、議第19号から議第23号までを原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございません。

その他でございます。

現地視察といたしまして、昨年12月の委員会でも視察いたしました、現在、大森地内で行われております大江川のしゅんせつ工事現場と、並びに建設課の平成29年度事業の工事現場を視察いたしました。

以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

---

議 長 日程第4、議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第16、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第17、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第18、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第19、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第20、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第21、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第22、議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第23、議第22号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第24、議第23号 町道路線の変更についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第25、議第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって平成30年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。

次の議会全員協議会は1時30分より開催させていただきます。委員会室へお集まりください。御苦労さまでございました。

(閉会時間 午前11時50分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月16日

議 長            大 平 文 雄

議 員            渡 邊 明 博

議 員            西 松 幸 子